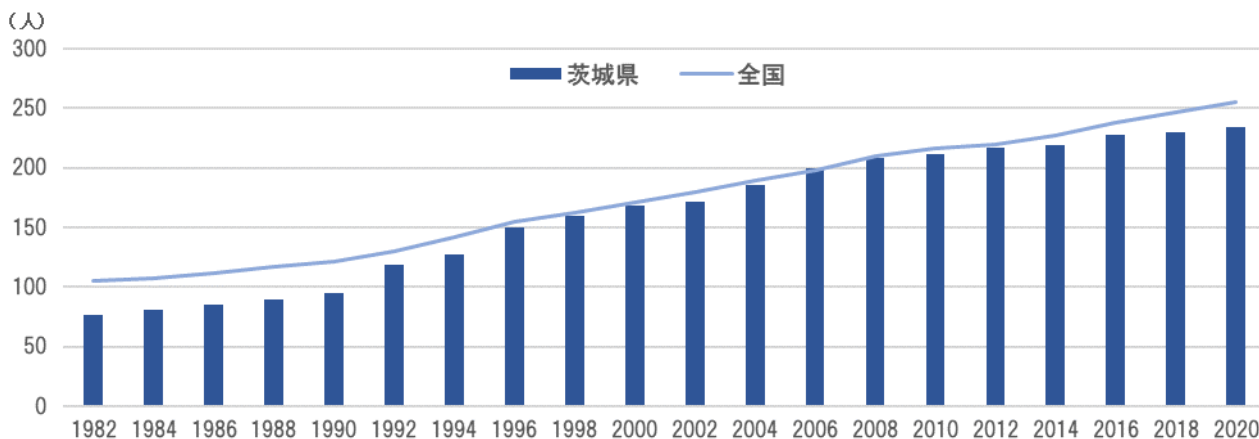


3 薬剤師

【現状】

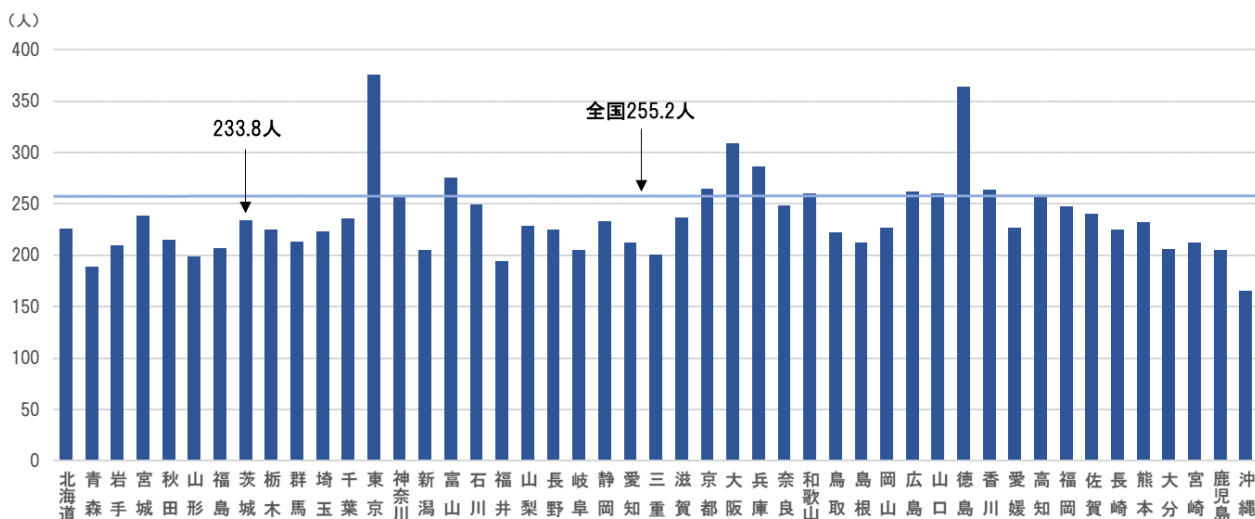
本県の薬剤師数は、令和2（2020）年12月31日現在（医師・歯科医師・薬剤師統計）で6,704人であり、増加傾向にあります。内訳は、薬局の従事者は4,013人（県全体の59.9%）、病院で調剤に従事する者は1,036人（15.5%）です。また、人口10万対薬剤師数は233.8人であり、全国平均の255.2人を下回り、全国20位となっています。

■ 人口10万対薬剤師数の推移



出典：厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」

■ 都道府県別人口10万対薬剤師数(令和2（2020）年12月31日現在)



出典：厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」

これまで、薬剤師数の比較には人口10万対薬剤師数が一般的に用いられてきましたが、これは地域住民の薬剤師業務に係る医療需要に対する薬剤師数の多寡を統一的・客観的に把握するための指標として必ずしも十分とは言えないことから、国が新たな指標である「薬剤師偏在指標」を算定し、薬剤師少数区域・薬剤師多数区域等を

第8次茨城県保健医療計画（案）

設定することとなりました。

薬剤師偏在指標^{（注1）}は、都道府県及び二次保健医療圏ごとに算定され、偏在指標1.0を上回る二次医療圏及び都道府県を「薬剤師多数区域（都道府県）」、低い二次医療圏のうち上位二分の一を「薬剤師少数でも多数でもない区域（都道府県）」、低い二次医療圏及び都道府県のうち下位二分の一を「薬剤師少数区域（都道府県）」と設定することとされました。

令和5（2023）年6月に公表された、本県の薬局薬剤師の偏在指標は0.99であり「薬剤師少数でも多数でもない県」であるのに対し、病院薬剤師は0.67で「薬剤師少数県」に区分されています。また、二次保健医療圏別の偏在指標を見ても、地域偏在及び業態偏在があり、特に病院薬剤師は7つの二次保健医療圏が薬剤師少数区域となっています。

■ 現在の二次保健医療圏別薬剤師数及び偏在指標

	薬局薬剤師			病院薬剤師		
	薬剤師数	偏在指標	区域分類	薬剤師数	偏在指標	区域分類
茨城県	4,013人	0.99		1,036人	0.67	少数県
水戸	677人	1.05	多数区域	212人	0.73	少数区域
日立	341人	0.93		105人	0.64	少数区域
常陸太田・ひたちなか	445人	0.91		81人	0.54	少数区域
鹿行	265人	0.75		45人	0.52	少数区域
土浦	370人	0.99		93人	0.55	少数区域
つくば	707人	1.47	多数区域	187人	0.97	
取手・竜ヶ崎	609人	0.91		190人	0.75	
筑西・下妻	308人	0.90		48人	0.46	少数区域
古河・坂東	291人	1.01	多数区域	75人	0.55	少数区域

出典：厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」、2023年6月公表薬剤師偏在指標

【課題】

(1) 偏在の解消

薬剤師の従事先には業態偏在や地域偏在が存在していますが、都道府県と都道府県薬剤師会・病院薬剤師会の間で、薬剤師不足の認識にギャップがあることが指摘されていることから、薬剤師不足の実態を把握し、関係機関間で連携して、偏在解消に取り組む必要があります。

（注1）薬剤師偏在指標の算定式

- ・病院薬剤師偏在指標＝調整薬剤師労働時間（病院）÷病院薬剤師の推計業務量（必要とされる労働時間）
- ・薬局薬剤師偏在指標＝調整薬剤師労働時間（薬局）÷薬局薬剤師の推計業務量（必要とされる労働時間）
- ※ 「調整薬剤師労働時間」とは、薬剤師の勤務形態・性別・年齢を考慮して推計した労働時間。
- ※ 「調整薬剤師労働時間」と「薬剤師の推計業務量」が等しくなる時、偏在指標は1.0となる。

(2) 病院薬剤師の確保

医療従事者、特に医師の働き方改革が強く求められる中、病院薬剤師には医薬品全般に関わる業務効率の向上やタスク・シフト/シェアが期待されています。また、対物中心から対人中心の薬剤師業務への移行、病棟薬剤業務の一層の充実、積極的な処方提案等、安全で質の高い薬物療法を提供するためには、病院薬剤師の役割がさらに重要となっています。その一方で、本県では9つの二次医療圏のうち7つの二次医療圏が病院薬剤師少数区域となっており、病院薬剤師の確保に取り組む必要があります。

(3) 薬剤師の資質向上

在宅医療においても、患者の服薬情報の一元的・継続的把握を行う薬学管理は重要であり、薬剤師の関与が必要です。現在、本格的な超高齢社会を迎えており、薬局薬剤師の在宅医療への参画をさらに推進するため、無菌調剤や麻薬の管理等を含めた専門的な知識や技術の習得が必要です。

また、患者の相談に対し、わかりやすく答えることができるようなコミュニケーション能力を備えた薬剤師や、特定の薬学・医療の分野に特化した最新の知識を持った薬剤師を育成するため、研修等による資質向上も必要となっています。

【対策】

(1) 薬剤師の確保

茨城県薬剤師会、茨城県病院薬剤師会をはじめとする関係団体との協議・連携等を通じ、偏在の解消に向けた実効性のある薬剤師確保施策を検討するとともに、地域医療介護総合確保基金の活用などにより、特に病院薬剤師の確保を図ります。

ア 修学資金貸与

薬学部を有する大学に本県の病院薬剤師地域枠を設置し、地域枠入学者に対して6年間修学資金を貸与（病院薬剤師少数区域内に一定期間以上勤務した場合、返還を免除）します。

イ 復職支援

未就業者（子育て等により離職した方を含む）であり、かつ、病院への就職を希望しているが業務に不安を感じている薬剤師を対象とした復職支援研修会等を開催します。

ウ 病院薬剤師の採用活動活性化・魅力向上に向けた取組

関係団体と連携し、病院薬剤師の採用活動の活性化を図ります。具体的には、病院合同就職説明会の開催を支援するほか、実務実習受入病院及び薬学生のインターンシップ受入病院の増加を図ります。さらに、病院独自のキャリア形成プログラム等の策定を促し、魅力ある職場づくりの支援を行います。

エ 将来の薬剤師確保に向けた取組

将来薬剤師を目指す人材を増やすため、関係団体に対し、高校生・中学生・小

第8次茨城県保健医療計画（案）

学生を対象とした薬剤師の職業紹介、職業体験などの実施を働きかけます。

オ 確保施策の推進体制

薬剤師確保対策協議会において、薬剤師確保施策の効果を検証し、必要に応じ、確保施策の見直しを行ないます。

(2) 資質向上

「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、茨城県薬剤師会及び茨城県病院薬剤師会等と連携して、最新の医療及び医薬品等についての専門的情報に関する研修を行い、薬剤師の資質向上を図ります。

【目標】

目標項目	現状	目標値
県内の病院薬剤師数	1,036人 (2020年)	1,166人 (2030年) ※最終目標は2036年までに1,327人